様式７

**グループ協定書**

（名称及び目的）

第１条　当グループは、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　と称する。

２　当グループは、福島県発注に係る汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託（以下「本業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

（成立の時期及び解散の時期）

第２条　当グループは、令和　　年　　月　　日に成立し、業務が完了するまでは解散することができない。

２　当グループは、本業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第３条　当グループの構成員は、次のとおりとする。

住　　　　所

商号又は名称

住　　　　所

商号又は名称

住　　　　所

商号又は名称

住　　　　所

商号又は名称

（代表者の名称）

1. 当グループは、（商号又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第５条　当グループの代表者は、本業務の履行に関し、グループを代表して、福島県及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、見積、入札に関する権限を有するものとする。

（分担業務）

第６条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。

処分業務　　　（商号又は名称）

収集運搬業務　（商号又は名称）

収集運搬業務　（商号又は名称）

収集運搬業務　（商号又は名称）

２　前項に規定する分担業務の価額については、別に定めるところによるものとする。

（構成員の責任）

第７条　構成員は、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第８条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第９条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１０条　構成員は、当グループが当該業務を完了する日まで脱退することはできない。

（業務途中における構成員の履行不能等に対する処置）

第１１条　代表者を除く構成員のうちいずれかが業務途中において、履行不能となった場合には、福島県小名浜港湾建設事務所長の承認を得て、残存構成員が、共同連帯して、当該履行不能となった構成員の分担業務を履行するものとする。

２　前項に定める場合において、残存構成員のみでは適正な業務の履行確保が困難な場合は、代表者は、残存構成員全員及び福島県小名浜港湾建設事務所長の承諾を得て、新たな構成員をグループに加入させることができるものとする。

３　代表者が、業務途中において履行不能となった場合には、当グループは解散する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第１２条　グループが解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定に定めない事項）

第１３条　この協定に定めのない事項については、構成員全員の協議において定めるものとする。

　上記のとおり本業務に係るグループを構成することに合意したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は福島県に提出し、他は各自所持する。

　　令和　　年　　月　　日

（構成員）　所在地又は住所

　商号又は名称

代表者職氏名 　 　　　 　　印

（構成員）　所在地又は住所

　商号又は名称

代表者職氏名 　 　　　 　　印

（構成員）　所在地又は住所

　商号又は名称

代表者職氏名 　 　　　 　　印

（構成員）　所在地又は住所

　商号又は名称

代表者職氏名 　 　　　 　　印